

捕鯨問題と国際法

—持続可能な漁業か、 クジラの保護か—

北海道大学大学院法学研究科
児矢野 マリ

授業の内容

- はじめに
- 捕鯨問題の背景:クジラの特徴、捕鯨の歴史
- 捕鯨に関する国際的な法的枠組み
- 国際捕鯨取締条約に基づく管理
- 捕鯨問題をめぐる見解の対立
- 国際法上、捕鯨は許されるのか？
- おわりに

国際法とは何か？

- 政治と法
- 国際社会・国内社会の法
- 国際社会における法＝国際法
 - ・条約(二国間条約・多国間条約)
 - ・慣習法

捕鯨問題を捉える視点

■ 漁業と環境

持続可能な漁業・野生動植物の保護

■ 法と政治

政策判断と法律(現行の国際法)解釈

■ 国際と国内

国際政治と国内政治

国際法と国内法

海産哺乳動物としての鯨類

- 約80種の鯨が生息
- ヒゲクジラ・ハクジラ(イルカも含む)
- 形態や生態は種により多様
- 魚に比べて減りやすく増えにくい
- 資源状況は回復基調だが、種ごとに多様
 - eg. ミンククジラとシロナガスクジラ
- 海洋生態系における位置づけ: 高次捕食者
- 社会的な動物

世界(欧米)の捕鯨

- 15世紀までの捕鯨
 - ・ セミクジラ沿岸捕鯨(バスク人、英仏蘭)
- 17世紀～19世紀半ばの捕鯨
 - ・ 英国、オランダの北極海沿岸捕鯨
 - ・ 米国の帆船捕鯨
- 近代捕鯨(20世紀～1942年)
 - ・ 南氷洋でのノルウェー式捕鯨
- 第二次世界大戦後の捕鯨
 - ・ 食用油脂確保のための捕鯨
 - ・ 1960年代に欧米諸国は捕鯨から撤退

日本の捕鯨

- 15世紀までの捕鯨:座礁・迷い込みクジラの捕獲
- 古式沿岸捕鯨(16~19世紀末)
 - ・ 16~17世紀初め:「突き捕り式捕鯨」
 - ・ 17世紀後半:「網捕り式捕鯨」(鯨組:太地)
- 近代捕鯨(19世紀末~20世紀半ば)
 - ・ 19世紀末:ノルウェー式捕鯨(沿岸)
 - ・ 20世紀前半:母船式遠洋捕鯨(南氷洋へ)
- 第二次世界大戦後の捕鯨(1946年~)
 - ・ 戦後の食糧難への対応
 - ・ 1960年代のピーク cf. 欧米諸国の捕鯨撤退

現在の捕鯨

- ノルウェーとアイスランドによる商業捕鯨
- 「先住民生存捕鯨」
- 日本による調査捕鯨
- 国際捕鯨取締条約の非締約国による捕鯨

一般国際法の枠組み

- 海洋の地理的区分にそった規律
 - ・ 内水(湾など)や領海内の沿岸捕鯨
 - ・ 領海以遠の海域での捕鯨
 - ・ 200海里まで(排他的経済水域)の沿岸捕鯨
 - ・ 公海での遠洋捕鯨

関連条約の枠組み

- 捕鯨に関する条約：
国際捕鯨取締条約(1946年)
- 漁業一般に関する条約：
国連海洋法条約(1982年)(61、65、120条)
→生物資源の保存と最適利用、国際機関
- 環境保全に関する条約(1970年代～)
 - ・ 野生動植物取引規制ワシントン条約
 - ・ 移動性野生動植物種保全ボン条約
 - ・ 生物多様性条約

国際捕鯨取締条約

■ 目的

- ・乱獲防止により鯨類資源の適切な保全を確保すること
- ・捕鯨産業の秩序ある発展を可能にすること
- 大型鯨類(13種類)の捕獲を規制
- 条約の「付表」に基づく具体的な規制
 - cf. 付表改正に対する異議申立て
- 国際捕鯨委員会(IWC)と科学委員会
- 締約国数: 約60カ国(捕鯨国は少数)

IWCによる捕鯨の管理

- 第1期(1948～71年):
初期の資源管理の失敗と反省
- 第2期(1972年～81年):
科学的知見に基づく保全の実現
- 第3期(1982年～95年):
保存主義の台頭と商業捕鯨モラトリアム
- 第4期(1996年～現在):
議論の膠着から事態の打開へ？

第1期(1948~71年)

初期の資源管理の失敗と反省

- 放任主義による失敗(48年~50年代)
 - ・「シロナガス換算方式」(BWU方式)
- 科学的方法の向上(60年代~71年)
 - ・南氷洋の国別捕獲枠の設定
 - ・希少鯨種の捕獲の禁止
 - ・BWU方式の廃止勧告

第2期(1972年～81年) 科学的知見に基づく保全の実現

- 科学的知見に基づく管理の実現(72～75年)
 - ・ 包括的なモラトリアム案の否決
 - ・ BWUの廃止と種別捕獲制限措置
 - ・ 国際監視員の相互派遣制度
 - ・ 科学的な「新管理方式」(NMP)の採択
- 科学への政治的介入の増大(76～81年)
 - ・ 非捕鯨国の加盟増大
 - ・ 「インド洋サנקチュアリ」(79年)

第3期(1982年～94年)

保存主義の台頭と商業捕鯨モラトリム

- 反捕鯨派による科学的不確実性の濫用
 - ・「商業捕鯨モラトリアム」(82年) cf. 先住民生存捕鯨
 - ・「インド洋サンクチュアリ」の延長(92年)
 - ・「南氷洋サンクチュアリ」(94年)
 - ・「改訂管理方式」(RMP)の実施不能
- 捕鯨推進派の動き
 - ・日本:調査捕鯨、小型沿岸捕鯨枠の要求
 - ・ノルウェー:調査捕鯨、商業捕鯨の再開(93年)
 - ・アイスランド:IWC脱退(92年)
→別の国際機関の設立

第4期(1996年～現在) 議論の膠着から事態の打開へ？

■ 議論の膠着(95年～2005年)

←反捕鯨国と捕鯨推進国の数が拮抗

- ・ 新たなサנקチュアリ決議案の否決
- ・ 小型沿岸捕鯨枠の設定決議案の否決
- ・ RMPを含む「改訂管理制度」(RMS)の作業停止(1997年)
- ・ 商業捕鯨再開の見込みなし
- ・ 「ベルリン・イニシアチブ」(2003年)

第4期(1996年～現在) 議論の膠着から事態の打開へ？

- IWCの正常化に向けての対話(2006年～)
 - ・「セントキツ・ネービス宣言」(06年)
 - ・調査妨害活動への非難決議(07年)
 - ・正常化のための中間会合(同)
 - ・作業グループの設置(08年)
 - ・作業グループ最終報告書(09年予定)

基本的な立場の相違

- **保全主義**：持続可能な捕鯨は認めるべき
 - ・ 食用含め、道具としての価値
 - ・ 食糧安全保障
 - ・ 鯨文化の尊重：文化的多元主義
 - ・ 海洋生態系への配慮
- **保存主義**：捕鯨は認めるべきではない
 - ・ 哺乳動物としての高い認知能力
 - ・ 音声コミュニケーション能力
 - ・ 高度な社会性
 - ・ 審美性

IWCの論点： 商業捕鯨の再開問題

■ 保全主義

(A) 現時点で捕鯨推進は正当 →賛成

「科学的に、一定種の捕鯨は問題ない」

(B) 現時点で捕鯨には慎重 →反対

「科学的に不確実性ある限り控えるべき」

■ 保存主義 →反対

「国際捕鯨取締条約の目的は変化した」

IWCでの個別論点

- サンクチュアリの実施
- 調査捕鯨の実施
- 小型沿岸捕鯨

国際法上の評価： 国際捕鯨取締条約の解釈： 商業捕鯨の再開

- 保全主義(A)の主張が妥当
 - 国際捕鯨取締条約の目的
 - 科学委員会の評価
 - 商業捕鯨モラトリアムの評価
 - 条約目的は条約改正なしに変化せず
(科学的認定のあり方も同様)
 - 「予防的」配慮は捕鯨禁止を意味せず

国際法上の評価： 国際捕鯨取締条約の解釈： IWCの個別論点

- 基本的に保全主義(A)の主張が妥当
ただし、小型沿岸捕鯨をめぐる正当化
の主張には難ありか。

国際法上の評価： 一般国際法上の原則

- 鯨類＝海洋生物資源の1つ
- 海洋生物資源の保存に関する一般原則
→資源の再生可能な最適利用の促進
(資源の保存の最優先ではない)
- 予防原則、予防的アプローチ(「ある行為から重大な損害の発生が生じる可能性がある場合には、相当因果関係の立証につき科学的な不確実性があるときでも、適切な措置をとる」)(環境法上の原則)
→鯨資源の保存に必要な措置を講じつつ、
科学的に許容性が推定される範囲での捕鯨は、
許される。

実効的な国際管理制度の再構築

- 国際捕鯨取締条約について
「法規範性の回復」 vs 「正当性の否定」
- 政策判断の問題
→「法規範性の回復」が現実的か
- 条約内外における多様な手法の駆使
 - ・ 条約上の正当な権利に基づく活動の継続
 - ・ IWCの正常化のための対話の推進
 - ・ 捕鯨国間の「連合」形成

新たな方向への模索

- 「生態系アプローチ」
→「複数種一括管理」
cf. 従来の「單一種管理」
- 科学的な調査研究の必要性
- 国際機関での議論(IWC、FAOなど)
- 海洋生物資源の国際管理全体への含意

捕鯨問題を考える

■ 政策判断

捕鯨を推進していくべきか？

■ 法的判断

現行国際法上、捕鯨は許されるか？

いかなる捕鯨が許されるか？

■ 戦略的判断(捕鯨推進の場合)

捕鯨を推進するためにはどうすべきか？